

緊急通報サービス利用事業

～緊急時に、緊急通報ボタンと人感センサーで受信センターにつながります～

緊急通報サービスとは

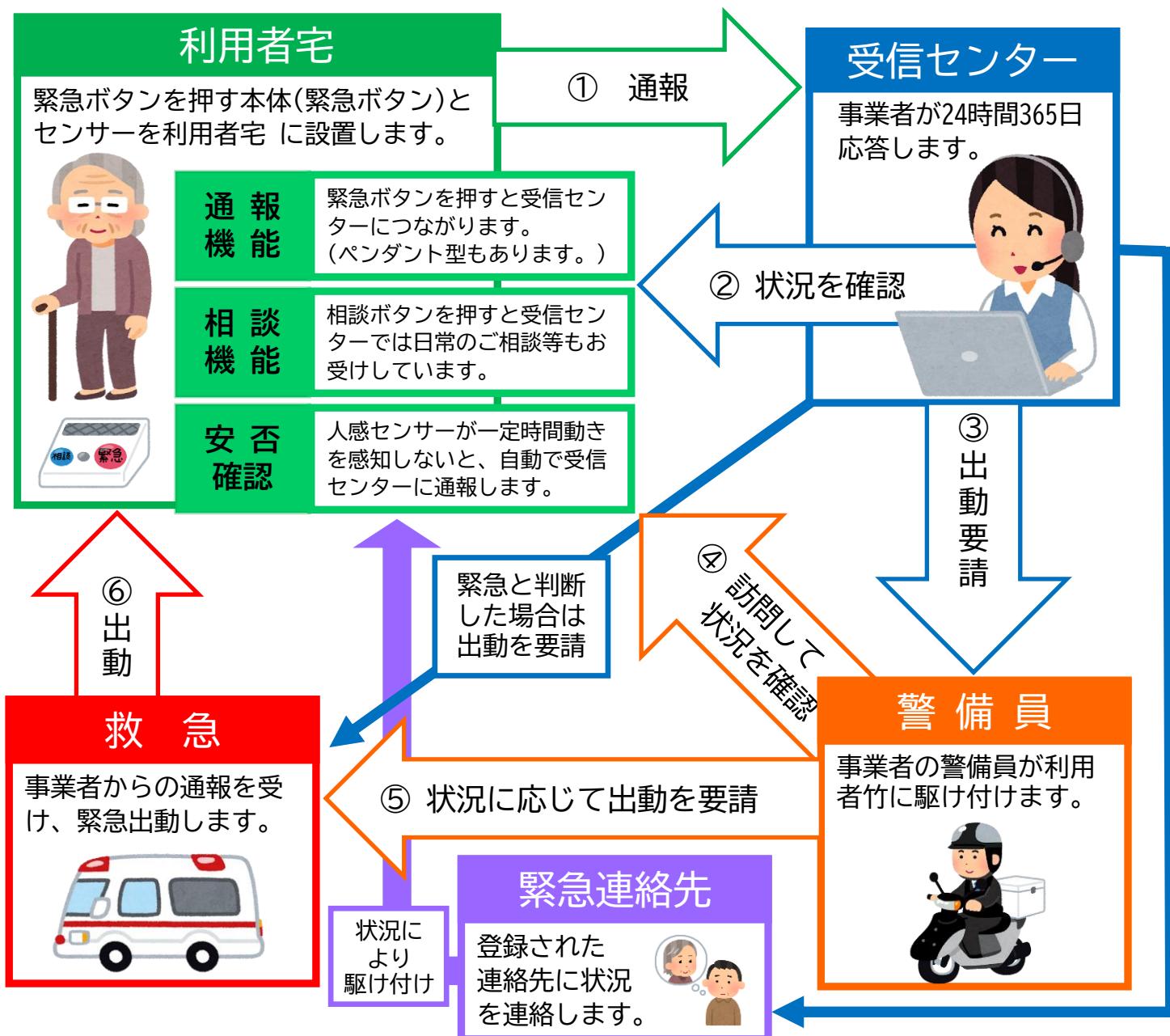
ひとり暮らし高齢者等が自宅で突然具合が悪くなり、ボタンを押すと緊急通報サービス事業者の受信センターに通報する緊急通報機器を貸与・設置します。スタッフが24時間体制で対応し、緊急の場合はただちに119番通報を行い、緊急時だけでなく健康相談なども受け付けます。

また、安否確認センサーを設置し、一定時間人の動きを感じできないときに受信センターへ自動通報を行います。

※ 機器の通信には固定電話回線が必要です。（固定電話回線がない方はお問合せください。）

※ 通信にかかる費用負担として、別途、月額利用料をお支払いいただくことで設置できます。

緊急通報サービスのしくみ



対象となる方

町内に居住する住民基本台帳に登録された方で、緊急時における連絡が困難で同一住居内に別世帯の親族または同居人がいない方で、次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯で、いずれかひとりが寝たきりや認知症などの事情により緊急時の対応が困難な方

利用料

500円（月額）

- ・ 利用料は、アルソックへ口座振替により支払っていただきます。
- ・ 警備員が駆け付けた際、内鍵が施錠され家の中に入れない時は、警備員が最小必要箇所を破損して侵入するようになります。その際の損害は利用者様のご負担となります。
- ・ 故意・過失により機器を破損・紛失の場合の復旧費用は、利用者様のご負担となります。
- ・ 固定電話回線がない方は、通信回線費用として、別途、月額利用料をご負担いただきます。

合鍵について



・ 緊急通報が入り警備員が出動した場合は、自宅に入り救助活動を行います。救護活動を行うため、原則事前に緊急通報サービス事業者に利用者宅の合鍵1本を預けていただきます。

・ 機器設置日までに合鍵をご準備ください。

※ お預かりした鍵は、事業者が厳重に管理します。

申請にあたっての注意点

1. 万が一の事態に備え、緊急連絡先の登録が必要です。

※ 緊急連絡先となる方には、申請前に必ず了承を得てください。

※ 緊急連絡先が誰もいない場合は、ご相談ください。

2. 日常的な身体介助（トイレ・入浴の介助、店頭・転落の起き上がるための介）を目的とした利用はできません。

3. 機器の設置には、アルソックが訪問します。

貸与する機器

通報機器
本体



ペンダント
通報機器



安否確認
人感センサー



相談・お問い合わせ先

ご不明な点がありましたら、下記連絡先までお問合せください。

辰野町役場 保健福祉課 社会福祉係
TEL 0266-41-1111 (内線 2135、2174)

電子申請はこちらから

